

入札公告

下記の単価契約について、一般競争入札を行うので、公告する。

令和8年4月3日

警察共済組合静岡県支部

1 担当部局

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館9階

警察共済組合静岡県支部

電話番号 054-271-0110 内線2784

2 競争入札に付する事項

- (1) 件名 医薬品等 単価契約
- (2) 入札番号 第1号
- (3) 品名・規格 詳細は入札説明書等による。
- (4) 納入期間 令和8年5月12日から令和9年3月31日まで
- (5) 納入場所 警察共済組合静岡県支部の指定する場所
- (6) 入札方法 総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額からこれらの加算する割合の金額を減額した額を入札書に記載すること。

3 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県物品購入等競争入札参加資格を有する者又は警察共済組合本部若しくは他支部での随意契約実績があること。
- (3) 国又は地方公共団体の入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからオのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者。
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者。
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者。

4 入札関係書類の交付期間、交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和8年4月14日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 交付場所

前記1の場所において無償で交付する。郵送による配付を希望する場合は電話により事前にその旨連絡すること。ただし、郵送料金については、着払いとなるため留意されたい。

5 入札参加申請書等の提出

入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加申請書等を令和8年4月17日（金）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に前記1の場所に提出すること。

6 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年5月8日（金）午前10時00分

(2) 入札の場所

〒420-8610 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県警察本部（県庁別館内）10階聴聞室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 契約保証金

免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。